

docomo business ANCARサービス利用規約 【現改比較表】2026年1月30日現在																																					
～2026年1月29日	2026年1月30日～																																				
(2025年12月25日現在)	(2026年1月30日現在)																																				
▲docomo business ANCARサービス利用規約 共通編	▲docomo business ANCARサービス利用規約 共通編																																				
第1条～第4条(略)	第1条～第4条(略)																																				
(用語の定義) 第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	(用語の定義) 第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気通信設備</td><td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備</td></tr> <tr> <td>2 電気通信サービス</td><td>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td></tr> <tr> <td>3 docomo business ANCAR</td><td>AIで進化する顧客接点プラットフォーム</td></tr> <tr> <td>4 docomo business ANCARサービス</td><td>次の各別冊に定めるdocomo business ANCARサービスを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1) 別冊(Rec)</td></tr> <tr> <td>5 提携事業者</td><td>(1) docomo business ANCARサービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 (2) docomo business ANCARサービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下、「再委託先」といいます。) (3) 別冊において提携事業者に該当するものとして定める事業者</td></tr> <tr> <td>9 消費税相当額</td><td>消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額</td></tr> <tr> <td>10 料金月</td><td>1の暦月の起算日(当社がdocomo business ANCARサービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間</td></tr> <tr> <td>11 お客様契約番号</td><td>docomo business ANCARサービスに係る契約を識別する番号であって、ご利用内容のご案内に記載される番号</td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備	2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	3 docomo business ANCAR	AIで進化する顧客接点プラットフォーム	4 docomo business ANCARサービス	次の各別冊に定めるdocomo business ANCARサービスを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1) 別冊(Rec)	5 提携事業者	(1) docomo business ANCARサービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 (2) docomo business ANCARサービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下、「再委託先」といいます。) (3) 別冊において提携事業者に該当するものとして定める事業者	9 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	10 料金月	1の暦月の起算日(当社がdocomo business ANCARサービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間	11 お客様契約番号	docomo business ANCARサービスに係る契約を識別する番号であって、ご利用内容のご案内に記載される番号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気通信設備</td><td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備</td></tr> <tr> <td>2 電気通信サービス</td><td>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td></tr> <tr> <td>3 docomo business ANCAR</td><td>AIで進化する顧客接点プラットフォーム</td></tr> <tr> <td>4 docomo business ANCARサービス</td><td>次の各別冊に定めるdocomo business ANCARサービスを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1) 別冊(Rec) (2) 別冊>Analyze</td></tr> <tr> <td>5 提携事業者</td><td>(1) docomo business ANCARサービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 (2) docomo business ANCARサービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下、「再委託先」といいます。) (3) 別冊において提携事業者に該当するものとして定める事業者</td></tr> <tr> <td>9 消費税相当額</td><td>消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額</td></tr> <tr> <td>10 料金月</td><td>1の暦月の起算日(当社がdocomo business ANCARサービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間</td></tr> <tr> <td>11 お客様契約番号</td><td>docomo business ANCARサービスに係る契約を識別する番号であって、ご利用内容のご案内に記載される番号</td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備	2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	3 docomo business ANCAR	AIで進化する顧客接点プラットフォーム	4 docomo business ANCARサービス	次の各別冊に定めるdocomo business ANCARサービスを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1) 別冊(Rec) (2) 別冊>Analyze	5 提携事業者	(1) docomo business ANCARサービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 (2) docomo business ANCARサービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下、「再委託先」といいます。) (3) 別冊において提携事業者に該当するものとして定める事業者	9 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	10 料金月	1の暦月の起算日(当社がdocomo business ANCARサービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間	11 お客様契約番号	docomo business ANCARサービスに係る契約を識別する番号であって、ご利用内容のご案内に記載される番号
用語	用語の意味																																				
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備																																				
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること																																				
3 docomo business ANCAR	AIで進化する顧客接点プラットフォーム																																				
4 docomo business ANCARサービス	次の各別冊に定めるdocomo business ANCARサービスを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1) 別冊(Rec)																																				
5 提携事業者	(1) docomo business ANCARサービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 (2) docomo business ANCARサービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下、「再委託先」といいます。) (3) 別冊において提携事業者に該当するものとして定める事業者																																				
9 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額																																				
10 料金月	1の暦月の起算日(当社がdocomo business ANCARサービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間																																				
11 お客様契約番号	docomo business ANCARサービスに係る契約を識別する番号であって、ご利用内容のご案内に記載される番号																																				
用語	用語の意味																																				
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備																																				
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること																																				
3 docomo business ANCAR	AIで進化する顧客接点プラットフォーム																																				
4 docomo business ANCARサービス	次の各別冊に定めるdocomo business ANCARサービスを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1) 別冊(Rec) (2) 別冊>Analyze																																				
5 提携事業者	(1) docomo business ANCARサービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 (2) docomo business ANCARサービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下、「再委託先」といいます。) (3) 別冊において提携事業者に該当するものとして定める事業者																																				
9 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額																																				
10 料金月	1の暦月の起算日(当社がdocomo business ANCARサービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間																																				
11 お客様契約番号	docomo business ANCARサービスに係る契約を識別する番号であって、ご利用内容のご案内に記載される番号																																				
第6条(略)	第6条(略)																																				
(利用申込) 第7条 docomo business ANCARサービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込むものとします。ただし、別冊に別段の定めのある場合は、その定めるところによります。	(利用申込) 第7条 docomo business ANCARサービスの利用(docomo business ANCARサービスの契約内容の変更に係るものを含みます。)を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込むものとします。ただし、別冊に別段の定めのある場合は、その定めるところによります。																																				
2 前項の契約内容の変更には、契約者が、別冊等に定めるメニュー等について、その利用開始を請求すること、及び、その解約を請求することを含みます。	2 前項の契約内容の変更には、契約者が、別冊等に定めるメニュー等について、その利用開始を請求すること、及び、その解約を請求することを含みます。																																				
3 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。	3 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。																																				
第8条～第24条 (略)	第8条～第24条 (略)																																				
(データの利用) 第25条 (略) 2 (略) 3 (略)	(データの利用) 第25条 (略) 2 (略) 3 (略)																																				

docomo business ANCARサービス利用規約 【現改比較表】2026年1月30日現在	
～2026年1月29日	2026年1月30日～
(1) 利用する情報:通話録音データ <u>及び</u> テキスト化データ	(1) 利用する情報:通話録音データ <u>及</u> テキスト化データ <u>及び別冊(Analyze)</u> 第8条(データの利用)第1項に定めるデータ
(2) (略) 4 (略)	(2) (略) 4 (略)
第26条 (略) <u>(データの消去)1</u>	第26条 (略) <u>(データの消去)</u>
第27条～第44条 (略)	第27条～第44条 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)
	<u>附則（令和8年1月29日 CAS1サ第000400009959-01号）</u> <u>この改正規定は、令和8年1月30日から実施します。</u>